



Your Vision, Our Future

第148期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）

場所

東京都千代田区紀尾井町4丁目1番
ホテルニューオータニ ザ・メイン
宴会場階「鶴西^{つるにし}の間^ま」

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

オリンパス株式会社

証券コード：7733

経営理念

Social IN



INtegrity
社会に誠実

INnovation
価値の創造

INvolvement
社会との融合

企業と社会との関係を 3つの「IN」で確立することを目指します

オリンパスグループは生活者として社会と融合し、価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現していきます。

この考え方をSocial IN（ソーシャル・イン）と呼び、
すべての活動の基本思想としています。

Social INは「社会の価値を会社の中に取り入れる
(Social Value in the Company)」という意味の造語です。

目次

招集ご通知

第148期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
インターネットによる議決権行使のご案内	3

株主総会参考書類（議案）

株主総会参考書類	5
----------	---

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	22
2 会社の株式に関する事項	32
3 会社役員に関する事項	33
4 会計監査人に関する事項	39
5 業務の適正を確保するための体制	40

連結計算書類

連結貸借対照表	43
連結損益計算書	44

計算書類

貸借対照表	45
損益計算書	46

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	47
計算書類に係る会計監査人の監査報告	48
監査役会の監査報告	49

株主各位

証券コード 7733
平成28年6月6日
東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表取締役 笹 宏行

第148期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第148期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
② 場 所	東京都千代田区紀尾井町4丁目1番 ホテルニューオータニ ザ・メイン 宴会場階「鶴西の間」
③ 目的事項	報告事項 1. 第148期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第148期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 監査役4名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
④ 議決権の行使についてのご案内	2頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。
⑤ インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部です。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト に修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト (<http://www.olympus.co.jp/jp/ir/stock/meeting/>)

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席 される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付
にご提出**ください。（ご捺印は不要
です。）

日 時

平成**28**年**6**月**28**日（火曜日）
午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）

場 所

ホテルニューオータニ
ザ・メイン 宴会場階
「鶴西の間」

郵送で議決権を行使 される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、切手を貼
らずにご投函ください。

行使期限

平成**28**年**6**月**27**日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を 行使される場合



当社指定の議決権行使サイト
（<http://www.web54.net>）にア
クセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載された「議決権行使コード」
および「パスワード」をご入力いた
だき、画面の案内に従って賛否をご
入力ください。

行使期限

平成**28**年**6**月**27**日（月曜日）
午後5時30分まで

詳細は次頁をご参照ください

《機関投資家の皆さまへ》

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プ
ラットフォーム）をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

アクセス手順について



議決権行使ウェブサイト

検索

<http://www.web54.net>

パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使専用サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1

WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

- 本サイトのご利用にあたっては、下の「インターネットによる議決権行使について」をクリックのうえ、記載内容をよくお読みください。
- 上記記載内容をご了承くださる方は、【次へすすむ】ボタンをクリックして「議決権行使ウェブサイト」をご利用ください。

次へすすむ 閉じる

次へすすむ

▶ 次へすすむ をクリック

議決権行使のお取扱い

- 平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分まで受け付けますが、議決権行使集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- 複数回議決権を行使された場合、一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

2

ログイン

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載しております。
（電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード

ログイン

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「議決権行使コード」を入力

▶ **ログイン** をクリック

3

パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

ここまでで準備は完了です。
ここからは画面の指示に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

(2) その他のご照会は、下記のお問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま
お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
【電話】 0120-782-031（フリーダイヤル）
（受付時間 土日祝日を除く 9:00～17:00）

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、企業価値向上のため、安定した財務基盤の確保を前提とし、医療事業を中心とした成長領域への投資を優先したうえで、株主の皆さまのご期待に応えるため、業績等を勘案したうえで株主還元を実施することを基本方針としています。

上記方針に基づき、当期の期末配当金は、1株あたり17円といたしたいと存じます。年間配当金は、中間配当が無配であったことから、前期の10円から7円増配となる17円となります。

当期の剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき17円 配当総額 5,817,993,317円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、平成27年5月8日開催の取締役会決議により、株主の皆さまのご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を決議し、同年6月26日開催の当社第147期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただきました。当該更新された当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされています。

本プランでは、当社取締役会が買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆さまの意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行うこととするか、または、②株主総会で一定の条件を定めたとうえで当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことを可能とするため、根拠規定として現行定款第9条を設けております。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境は変化し、これまで当社では、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンスの見直し等を進めたほか、平成24年3月期を初年度とした5ヵ年の中期ビジョンを推進し、事業ポートフォリオの改革等、今後の成長に向けて取り組んできました。

更に、平成29年3月期を初年度とする新たな中期経営計画を策定し、その実現に向けてスタートを切りました。

当社は、このような状況を踏まえ、本プランの更新について、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、慎重に検討を重ねてきました。その結果、当社における本プランの必要性が相対的に低下したものと判断し、平成28年5月2日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって本プランを更新せずに廃止することを決議しましたので、現行定款第9条を削除するものです。

また、条文の廃止に伴い、現行定款第10条以下を繰り上げるものです。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第26条および第34条の一部を変更するものです。

なお、現行定款第26条の変更にしましては、監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新株予約権の無償割当て) 第9条 <u>新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。</u>	(削 除)
第10条 { (略) 第25条	第9条 { (現行どおり) 第24条
(社外取締役の責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任限定契約) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第27条 { (略) 第33条	第26条 { (現行どおり) 第32条
(社外監査役との責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第35条 { (略) 第40条	第34条 { (現行どおり) 第39条

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	
1	笹 宏 行	代表取締役社長執行役員	再任
2	竹 内 康 雄	取締役副社長執行役員 Chief Financial Officer	再任
3	田 口 晶 弘	取締役専務執行役員 営業マーケティング部門長 医療事業統括役員	再任
4	小 川 はる お 治 男	取締役専務執行役員 Chief Technology Officer 技術開発部門長	再任
5	平 田 貴 一	常務執行役員 Chief Administrative Officer	新任
6	蛭 田 し ろ う 史 郎	社外取締役	再任 独立
7	藤 田 す み た か 純 孝	社外取締役	再任 独立
8	鵜 瀬 け い こ 恵 子	社外取締役	再任 独立
9	か た や ま た か ゆ き 片 山 隆 之		新任 独立
10	か み な が す す む 神 永 晋		新任 独立
11	き か わ み ち じ ろ う 木 川 理二郎		新任 独立



- 所有する当社株式の数
8,773株
- 取締役在任年数
4年
- 当期における
取締役会への出席状況
23/23回 (100%)

1 佐々 宏行 (昭和30年9月14日生)

再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和57年 4月	当社入社	平成19年 6月	当社執行役員
平成13年 4月	当社内視鏡事業企画部長		オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役
平成17年 4月	オリンパスメディカルシステムズ株式会社第1開発本部長	平成24年 4月	当社代表取締役 (現任)
平成19年 4月	同社マーケティング本部長		当社社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において内視鏡の開発や医療部門のマーケティングに携わり、当社の主力事業である医療事業を担うリーダーに相応しい経験を有していることに加え、当社社長就任後は事業ポートフォリオの再構築、財務の健全化といった経営課題に取り組み、着実に達成してきた実績を持つため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



- 所有する当社株式の数
5,900株
- 取締役在任年数
4年
- 当期における
取締役会への出席状況
23/23回 (100%)

2 竹内 康雄 (昭和32年2月25日生)

再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和55年 4月	当社入社	平成24年 4月	当社取締役 (現任)
平成17年 4月	オリンパスメディカルシステムズ株式会社統括本部長		当社専務執行役員
平成21年 4月	Olympus Europa Holding GmbH 取締役		当社グループ経営統括室長
平成21年 6月	当社執行役員	平成25年 3月	Olympus Corporation of the Americas 取締役会長 (現任)
平成23年10月	Olympus Europa Holding GmbH 取締役会長		Olympus Europa Holding SE 取締役 (現任)
		平成27年 4月	当社経営統括室長
		平成28年 4月	当社副社長執行役員 (現任)
			当社Chief Financial Officer (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において経理や企画部門での経験を持ち、また海外駐在歴が長く、欧州や英国の子会社役員を歴任した経験からグローバルな視点を持つことに加え、当社取締役就任後は経営統括部門・財務経理部門を束ねるグループ経営統括室長として財務の健全化等の取り組みを主導してきた実績を持つため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



- 所有する当社株式の数
5,400株
- 取締役在任年数
1年
- 当期における
取締役会への出席状況
17/19回 (89%)

3 田口 晶弘 (昭和33年1月26日生)

再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和55年 4月	当社入社	平成27年 4月	当社販売部門長
平成21年 4月	オリンパスメディカルシステムズ株式会社第2開発本部長		当社医療事業統括役員 (現任)
平成22年 6月	当社執行役員 オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役	平成27年 6月	オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役 (現任)
平成24年 4月	当社専務執行役員 (現任) オリンパスメディカルシステムズ株式会社代表取締役社長	平成28年 4月	当社取締役 (現任) 当社営業マーケティング部門長 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において内視鏡の開発に携わり、当社の主力事業である医療事業を担うリーダーに相応しい経験を有していることに加え、オリンパスメディカルシステムズ株式会社の社長として、主力である消化器内視鏡分野において国内外での更なる普及に努め、医療事業の業績向上を着実に達成してきた実績を持つため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



- 所有する当社株式の数
4,200株
- 取締役在任年数
1年
- 当期における
取締役会への出席状況
19/19回 (100%)

4 | お が わ は る お 小川 治男 (昭和32年4月13日生)

再任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和57年 4月	当社入社	平成24年 4月	オリンパスイメージング株式会社代表取締役社長
平成21年 7月	オリンパスイメージング株式会社イメージング事業副本部長	平成27年 4月	当社技術開発部門長 (現任)
平成22年10月	当社医療技術開発本部長	平成27年 6月	当社科学・映像事業統括役員
平成23年 4月	当社執行役員 オリンパスイメージング株式会社取締役	平成28年 4月	当社取締役 (現任)
平成24年 4月	当社常務執行役員		当社専務執行役員 (現任)
			当社Chief Technology Officer (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において生産技術や複合精密技術、映像部門の商品戦略等、技術開発をリードする部門での豊富な経験を有していることに加え、オリンパスイメージング株式会社の社長として商品戦略の見直しやコスト削減をはじめとした映像事業の構造改革を推進した実績を持つため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



- 所有する当社株式の数
2,800株
- 取締役在任年数
一年
- 当期における
取締役会への出席状況
一回 (-%)

5 | ひ ら た き い ち 平田 貴一 (昭和32年7月1日生)

新任

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和55年 4月	当社入社	平成25年10月	当社コーポレートサービス本部長
平成15年10月	当社光学機器事業企画部長	平成26年 4月	当社執行役員
平成16年 4月	当社バイオサイエンス事業企画部長兼営業部長	平成27年 4月	当社コーポレート部門長
平成18年 4月	当社物流推進部長	平成28年 4月	当社常務執行役員 (現任)
平成24年11月	オリンパスロジテックス株式会社代表取締役社長		当社Chief Administrative Officer (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において顕微鏡の営業・マーケティング、物流推進、人事戦略等に携わり、海外駐在・子会社社長の経験も豊富に有していることに加え、コーポレート部門長として本社機能強化の取り組みを主導してきた実績を持つため、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



6 ひろ ね 史郎 (昭和16年12月20日生)

再任

独立

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和39年 4月	旭化成工業株式会社 (現 旭化成株式会社) 入社	平成22年 4月	同社取締役最高顧問
		平成22年 6月	同社最高顧問
平成 9年 6月	同社取締役	平成23年 3月	株式会社日本経済新聞社監査役
平成11年 6月	同社常務取締役	平成24年 4月	当社取締役 (現任)
平成13年 6月	同社専務取締役	平成25年 6月	旭化成株式会社 常任相談役 (現任)
平成14年 6月	同社取締役副社長	平成27年 4月	オリオン電機株式会社取締役 (現任)
平成15年 4月	同社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

オリオン電機株式会社取締役

選任の理由

旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数
1,100株
- 取締役在任年数
4年
- 当期における
取締役会への出席状況
23/23回 (100%)



7 ふじ た 純孝 (昭和17年12月24日生)

再任

独立

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和40年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	平成20年 6月	伊藤忠商事株式会社相談役
平成 7年 6月	同社取締役		古河電気工業株式会社取締役 (現任)
平成 9年 4月	同社常務取締役		日本興亜損害保険株式会社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 監査役
平成10年 4月	同社代表取締役常務取締役		日本板硝子株式会社取締役
平成11年 4月	同社代表取締役専務取締役	平成21年 6月	NKSJホールディングス株式会社 (現 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社) 取締役
平成13年 4月	同社代表取締役副社長	平成22年 4月	当社取締役 (現任)
平成18年 4月	同社代表取締役副会長		
平成18年 6月	同社取締役副会長		
平成19年 6月	株式会社オリエントコーポレーション取締役	平成24年 4月	

重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社取締役、日本CFO協会理事長

選任の理由

伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数
1,100株
- 取締役在任年数
4年
- 当期における
取締役会への出席状況
22/23回 (96%)



- 所有する当社株式の数
800株
- 取締役在任年数
3年
- 当期における
取締役会への出席状況
23/23回 (100%)

8 うの とろ けい こ 鳩瀬 恵子 (昭和29年10月26日生)

再任

独立

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和52年 4月	公正取引委員会事務局入局	平成24年 11月	大江橋法律事務所アドバイザー (現任)
平成12年 4月	専修大学大学院非常勤講師 (現任)		
平成16年 6月	公正取引委員会事務局 首席審判官	平成25年 4月	東洋学園大学現代経営学部教授 (現任)
平成19年 1月	同 経済取引局取引部長	平成25年 6月	当社取締役 (現任)
平成20年 6月	同 官房総括審議官	平成27年 3月	株式会社ブリヂストン取締役
平成23年 1月	同 経済取引局長		

重要な兼職の状況

東洋学園大学現代経営学部教授

選任の理由

公正取引委員会での豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役在任年数
—年
- 当期における
取締役会への出席状況
—回 (—%)

9 かた やま たか ゆき 片山 隆之 (昭和20年10月9日生)

新任

独立

略歴ならびに当社における地位および担当

昭和43年 4月	帝人株式会社入社	平成17年 4月	同社CSRO (グループCSR責任者)
平成 9年 6月	同社取締役	平成18年 6月	同社代表取締役副社長
平成12年 4月	同社CFO (グループ財務責任者)	平成21年 4月	同社CFO (グループ財務責任者)
平成12年 6月	同社常務取締役	平成23年 6月	同社顧問 (現任)
平成13年 10月	テイジン・デュポン・フィルムズ CEO (最高経営責任者)	平成24年 6月	参天製薬株式会社取締役 (現任)
平成16年 4月	帝人株式会社CSO (グループ経営企画責任者)		東洋製罐グループホールディングス株式会社監査役 (平成28年6月28日退任予定)
平成16年 6月	同社代表取締役専務		

重要な兼職の状況

参天製薬株式会社取締役、東洋製罐グループホールディングス株式会社監査役 (平成28年6月28日退任予定)

選任の理由

帝人株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



10 ^{かみなが} 神永 ^{すずむ} 晋 (昭和21年12月3日生)

新任

独立

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和44年 5月	住友精密工業株式会社入社	平成24年10月	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役（現任）
平成 7年 3月	Surface Technology Systems Ltd.代表取締役		SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー（現任）
平成12年 6月	住友精密工業株式会社取締役		株式会社デフタ・キャピタル取締役（現任）
平成14年 6月	同社常務取締役	平成24年12月	
平成16年 6月	同社代表取締役社長		
平成24年 6月	同社相談役		

■ 重要な兼職の状況

SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役、SPPテクノロジーズ株式会社エグゼクティブシニアアドバイザー、株式会社デフタ・キャピタル取締役

■ 選任の理由

住友精密工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役在任年数
一年
- 当期における
取締役会への出席状況
一回（－％）



11 ^{きかわ みちじろう} 木川 理二郎 (昭和22年8月2日生)

新任

独立

■ 略歴ならびに当社における地位および担当

昭和45年 4月	日立建設機械製造株式会社（現日立建機株式会社）入社	平成15年 6月	同社執行役専務
平成 7年 5月	日立建機（中国）有限公司総経理	平成17年 4月	同社代表執行役執行役副社長
平成11年 6月	同社董事総経理	平成17年 6月	同社代表執行役執行役副社長兼取締役
平成13年 6月	日立建機株式会社執行役員	平成18年 4月	同社代表執行役執行役社長兼取締役
平成14年 6月	同社常務執行役員	平成24年 4月	同社取締役
平成15年 4月	同社専務執行役員	平成24年 6月	同社取締役会長
			株式会社日立製作所取締役
		平成26年 6月	日立建機株式会社相談役（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 選任の理由

日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役在任年数
一年
- 当期における
取締役会への出席状況
一回（－％）

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、平成28年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
2. 新任取締役候補者の決定プロセスについて
林繁雄氏、後藤卓也氏および西川元啓氏の退任に伴い、指名委員会は、社長より平田貴一氏、片山隆之氏、神永晋氏および木川理二郎氏を新任取締役候補者とする提案を受けました。当該提案を受けた指名委員会は、審議のうえ、平成28年5月2日開催の取締役会に答申し、承認されました。
3. 蛭田史郎、藤田純孝、鵜瀬恵子、片山隆之、神永晋および木川理二郎の各氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者です。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項について
(1) 藤田純孝氏が平成20年6月より社外取締役に就任している古河電気工業株式会社は、平成23年9月に、自動車用ワイヤハーネス製品取引に係る競合他社とのカルテルに関し、米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続において罰金2億米ドルの支払いが確定しました。日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が平成24年1月に出され、同社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されたほか、平成25年4月には、カナダ当局より5百万カナダドルの罰金を、平成25年7月には、同社および子会社の古河A S株式会社が欧州委員会より約402万ユーロの制裁金を科す決定を受けました。平成25年12月には、東京電力株式会社が発注する架空送電工事について、平成26年1月には、関西電力株式会社が発注する同工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。平成26年4月には、電力ケーブルおよび同関連製品のカルテルについて、欧州委員会より約886万ユーロの制裁金を科す決定を受けました。平成26年8月には、自動車用部品取引に係るカルテルに関し、中国で同国独占禁止法違反により3,456万円の制裁金を科す決定を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起していました。これらの事実の発生後、同氏は、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、コンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるとともに、各施策の実施状況について監視を行っています。
- (2) 片山隆之氏が平成24年6月より社外監査役に就任している東洋製罐グループホールディングス株式会社は、平成26年6月に同社の連結子会社が段ボールシートおよび段ボールケースの取引について、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起していました。この事実の発生後、同氏は、同社取締役会等において、事実関係の調査、および社内における法令遵守の徹底を含め再発防止策について積極的に意見を述べるなど、適正な業務執行の確保のため職務を遂行しています。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。社外取締役候補者である蛭田史郎、藤田純孝および鵜瀬恵子の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である片山隆之、神永晋および木川理二郎の各氏が選任された場合は、各氏との間で、同様の当該責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	さい 齋 とう 藤 たかし 隆	常勤監査役	再 任
2	し 清 みず 水 まさし 昌	常勤監査役	再 任
3	な 名 とり 取 かつ 勝 や 也	社外監査役	再 任 独 立
4	いわ 岩 さき 崎 あつし 淳		新 任 独 立



- 所有する当社株式の数
7,400株
- 監査役在任年数
4年
- 当期における取締役会および監査役会への出席状況
取締役会
23/23回 (100%)
監査役会
30/30回 (100%)

1 斎藤 隆 (昭和27年2月11日生)

再任

略歴および当社における地位

昭和51年 4月	当社入社	平成22年 6月	当社常務執行役員
平成17年 6月	当社執行役員		オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社代表取締役社長
平成18年 4月	当社ビジネスサポート本部長		
平成19年 6月	会津オリンパス株式会社代表取締役社長	平成24年 4月	当社常勤監査役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

当社において経理や人事部門での経験が長く、また、会津オリンパス株式会社やオリンパスメディカルサイエンス販売株式会社の社長をはじめ子会社の役員を歴任した経験から管理監督について豊富な実績を持つため、監査役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



- 所有する当社株式の数
1,600株
- 監査役在任年数
4年
- 当期における取締役会および監査役会への出席状況
取締役会
23/23回 (100%)
監査役会
30/30回 (100%)

2 清水 昌 (昭和32年12月19日生)

再任

略歴および当社における地位

昭和57年 4月	日本生命保険相互会社入社	平成24年 4月	当社常勤監査役 (現任)
平成19年 3月	同社財務審査部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

日本生命保険相互会社の財務審査部門での経験と同社での海外駐在歴が長く、その経歴を通じて培った豊富な実績を持つため、監査役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



- 所有する当社株式の数
1,100株
- 監査役在任年数
4年
- 当期における取締役会および監査役会への出席状況
取締役会
22/23回 (96%)
監査役会
29/30回 (97%)

3 名取 勝也 (昭和34年5月15日生)

再任

独立

略歴および当社における地位

昭和61年 4月	榊田江尻法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) 入所	平成14年 3月	株式会社ファーストリテイリング執行役員
平成 2年 6月	Davis Wright Tremaine法律事務所入所	平成16年 1月	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員
平成 4年 7月	Wilmer, Cutler & Pickering 法律事務所入所	平成22年 4月	同社執行役員
平成 5年 7月	エッソ石油株式会社 (現 EMG マーケティング合同会社) 入社	平成24年 2月	名取法律事務所長 (現任)
平成 7年 1月	アップルコンピュータ株式会社 (現 Apple Japan合同会社) 入社	平成24年 4月	当社監査役 (現任)
平成 9年 1月	サン・マイクロシステムズ株式会社取締役	平成26年 7月	株式会社四五コーポレーション取締役 (現任)
		平成27年 3月	三井海洋開発株式会社取締役 (現任)
		平成27年12月	株式会社モリテックス取締役 (現任)
		平成28年 4月	グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 (現任)

重要な兼職の状況

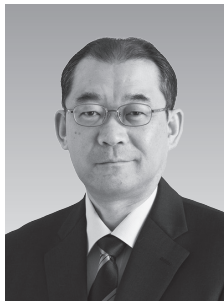
名取法律事務所長、株式会社四五コーポレーション取締役、三井海洋開発株式会社取締役、株式会社モリテックス取締役、グローバル・ワン不動産投資法人監督役員

選任の理由

サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営を監査していただくため、社外監査役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



4 いわ さき あつし 岩崎 淳 (昭和34年1月9日生)

新任

独立

略歴および当社における地位

平成 2年 11月	センチュリー監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入所	平成 17年 9月	岩崎公認会計士事務所長 (現任)
平成 3年 3月	公認会計士登録	平成 25年 6月	井関農機株式会社取締役 (現任)
平成 9年 3月	不動産鑑定士登録		
平成 9年 12月	センチュリー監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 社員	平成 27年 6月	日本ハム株式会社監査役 (現任)

重要な兼職の状況

岩崎公認会計士事務所長、井関農機株式会社取締役、日本ハム株式会社監査役

選任の理由

公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営を監査していただくため、社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- 所有する当社株式の数
0株
- 監査役在任年数
－年
- 当期における取締役会および監査役会への出席状況
取締役会
－回 (－%)
監査役会
－回 (－%)

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、平成28年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
- 新任監査役候補者の決定プロセスについて
名古屋信夫氏の退任に伴い、指名委員会は、社長より岩崎淳氏を新任監査役候補者とする提案を受けました。当該提案を受けた指名委員会は、審議のうえ、監査役会の同意を得て平成28年5月2日開催の取締役会に答申し、承認されました。
 - 名取勝也および岩崎淳の両氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者です。
 - 社外監査役候補者に関する特記事項について
岩崎淳氏が平成25年6月より社外取締役に就任している井関農機株式会社は、平成27年3月に施設工事の入札について、平成28年2月には、同社および同社子会社が施設工事の入札について、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、同社取締役会等においてコンプライアンス、内部統制の視点から提言を行い、注意喚起していました。これらの事実の発生後、同氏は、業務全般における規律の徹底や企業倫理の更なる強化を求めるなど再発防止のための職務を遂行しています。
 - 監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。社外監査役候補者である名取勝也氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定です。また、監査役候補者である斎藤隆および清水昌氏ならびに社外監査役候補者である岩崎淳の各氏が選任された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、斎藤隆氏および清水昌氏との責任限定契約の締結につきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

第5号議案

補欠監査役 1 名選任の件

監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案による補欠監査役選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役の候補者は、次のとおりです。



てしま あつし
手島 厚 (昭和47年10月24日生)

【略歴および当社における地位】

平成12年 4月	岡村総合法律事務所入所	平成16年 4月	TMI総合法律事務所入所
平成12年 9月	三優監査法人非常勤	平成18年 6月	株式会社ユニディオコーポレーション監査役
平成15年 4月	公認会計士登録		
平成15年 6月	三優ビーディーオーコンサルティング株式会社 (現 株式会社カクシン) 監査役	平成25年 1月	TMI総合法律事務所パートナー
		平成27年 3月	阪本・手島・北村法律会計事務所パートナー (現任)

【重要な兼職の状況】

阪本・手島・北村法律会計事務所パートナー

【選任の理由】

弁護士としての専門的見地・経験を有しており、公認会計士の資格も有しているため、当社経営の監査を適切に遂行いただけるものと考え、補欠の社外監査役候補者としてしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しています。

【候補者と当社との特別の利害関係】

特別の利害関係はありません。

■所有する当社株式の数	0株
■監査役在任年数	一年
■当期における取締役会および監査役会への出席状況	
取締役会	一回 (一%)
監査役会	一回 (一%)

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、平成28年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
2. 補欠監査役候補者の決定プロセスについて
監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、指名委員会は、社長より手島厚氏を補欠監査役候補者とする提案を受けました。当該提案を受けた指名委員会は、審議のうえ、監査役会の同意を得て平成28年5月2日開催の取締役会に答申し、承認されました。
3. 手島厚氏は、補欠の社外監査役候補者です。
4. 監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。手島厚氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定です。

社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社取締役会は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」）の独立性を以下の基準に基づいて判断する。

取締役会での判断に当たっては、過半数を社外取締役で構成する指名委員会があらかじめ社外役員の独立性を審査したうえで、取締役会に対し意見の陳述および助言を行う。

1. 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
2. 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
 - ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - ② 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
 - ③ 当社グループが大株主である
 - ④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
 - ⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
3. 上記1. および2. に該当する者と生計を一にしていないこと。
4. 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
6. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

以 上

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米国においては好調な経済状況が続いたことで平成27年12月に米FRBが利上げを行うなど金融政策が正常化に向かい、欧州でも緩やかに景気が回復しつつあるものの、中国を始めとした新興国での景気後退や資源価格の下落の影響などにより、減速感が強まりました。わが国経済は、企業業績や雇用情勢の改善がみられるものの、中国経済の下振れリスクや平成28年2月以降の急激な円高進行などにより、先行き不透明な状況となりました。

このような経営環境の中、当社グループは平成25年3月期を初年度とする「中期ビジョン」（中期経営計画）の基本戦略である「事業ポートフォリオの再構築と経営資源の最適配分」「コスト構造の見直し」「財務の健全化」「ガバナンスの再構築」を引き続き強力に推し進めました。その結果、医療事業は順調に拡大したほか、非事業ドメインの整理、ガバナンス・コンプライアンス体制の更なる強化を進めるとともに、営業利益率や自己資本比率等の目標水準を前倒しで達成することができました。

また、平成27年4月に実施したグループ再編に伴う新組織体制のもと、平成29年3月期を初年度とする新たな中期経営計画を見据え、急激な事業環境変化への対応力強化や効率的な経営資源配分といった取り組みを進めてきました。

医療事業においては、主力である消化器内視鏡分野において国内外で引き続き好調な販売を維持したほか、外科分野および処置具分野においてもセールス強化をはじめとした積極的な成長投資の成果により売上を伸ばしました。科学事業においては商品群別から顧客群別への戦略転換に向けて組織改革を進めるとともに、製造原価低減をはじめとしたコスト削減により収益性を大きく改善しました。映像事業においては、商品ラインおよび重点販売地域の絞り込みによる効率化を実施したことに加え、費用削減などの構造改革を一段と推し進めました。

これらの取り組みを行った結果、当社グループの連結売上高は、医療事業が増収となり、8,045億78百万円（前期比5.2%増）となりました。営業利益については、医療事業および科学事業の増益に加え、映像事業の損失が縮小したことにより、1,044億64百万円（前期比14.8%増）となりました。経常利益については、営業利益の増益に加え、支払利息等の営業外費用が減少したことにより、908億98百万円（前期比24.9%増）となりました。また、米国反キックバック法等関連損失等の特別損失を224億67百万円計上したほか、法人税等が81億49百万円発生しました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は625億94百万円（前期は87億37百万円の損失）と前期から大きく損益を改善しました。

また、当期においては、814億15百万円の研究開発費を投じるとともに、644億45百万円の設備投資を実施しました。

為替相場は前期と比べ、対米ドルは円安となった一方、対ユーロは円高で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル＝120.14円(前期は109.93円)、1ユーロ＝132.58円(前期は138.77円)となり、売上高では前期比192億88百万円の増収要因、営業利益では前期比113億23百万円の増益要因となりました。

(注) 1. この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。

2. 当期より、従来「映像事業」に区分されていた新規事業（映像事業で培った光学技術および電子映像技術、ネットワーク技術、製造技術をもとに医療、科学の領域とも融合を図りながら拡大を目指す事業横断的な新規事業領域）を「その他事業」に変更しています。

2. 事業部門別の状況

医 療

【主要製品および事業内容】 消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡処置具、超音波内視鏡の製造販売

医療事業の連結売上高は6,089億27百万円（前期比9.1%増）、営業利益は1,402億20百万円（前期比12.3%増）となりました。

消化器内視鏡分野において、主力の内視鏡基幹システム「EVIS EXERA Ⅲ（イーヴィス エクセラ スリー）」および「EVIS LUCERA ELITE（イーヴィス ルセラ エリート）」の売上がいずれも好調に推移しました。また、外科分野においては、内視鏡外科手術をサポートする内視鏡統合ビデオシステム「VISERA ELITE（ビセラ・エリート）」および3D内視鏡システムが堅調に推移したほか、バイポーラ高周波と超音波の統合エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」が引き続き売上を伸ばしました。処置具分野では、膵胆管等の内視鏡診断・治療に使用するディスポーザブルガイドワイヤ「VisiGlide 2（ビジグライド・ツー）」などが売上を伸ばしました。この結果、全分野が増収となり、医療事業の売上は増収となりました。

医療事業の営業利益は、増収により増益となりました。

売上高

6,089億27百万円

（前期比9.1%増）

科 学

【主要製品および事業内容】 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器の製造販売

科学事業の連結売上高は1,016億8百万円（前期比2.2%減）、営業利益は84億82百万円（前期比24.1%増）となりました。

ライフサイエンス分野では、研究施設の予算執行遅れの影響により、研究用途の機器を中心に減収となりました。産業分野では、電子部品の製造工程に使用される測定顕微鏡「STM7」シリーズを始めとした工業用顕微鏡が販売を伸ばしたものの、原油等の資源価格下落の影響を受けて非破壊検査機器等の製品がやや減収となりました。その結果、科学事業全体の売上は減収となりました。

科学事業の営業利益は、原価低減や販売拠点の統合等による効率化を進めた結果、増益となりました。

売上高

1,016億8百万円

（前期比2.2%減）

映像

【主要製品および事業内容】 デジタルカメラ、録音機の製造販売

映像事業の連結売上高は782億84百万円（前期比1.5%減）、営業損失は20億64百万円（前期は117億10百万円の営業損失）となりました。

ミラーレス一眼カメラの分野において、「OM-D」シリーズや「OLYMPUS PEN-F」などが販売を伸ばしたほか、ラインアップを5種類に拡充した高性能の交換レンズ「M.ZUIKO DIGITAL PRO」シリーズも販売に寄与しました。一方、コンパクトカメラの分野において、市場の縮小に合わせて販売台数を絞り込んだことにより、映像事業全体の売上は減収となりました。

映像事業の営業損益は、費用の圧縮を進めたことなどにより、損失幅が縮小しました。

売上高

782億84百万円

(前期比1.5%減)

その他

【主要製品および事業内容】 システム開発、生体材料の製造販売ほか

その他事業の連結売上高は157億59百万円（前期比31.5%減）、営業損失は58億円（前期は9億70百万円の営業損失）となりました。

事業ドメインへの経営資源の集中を進めるべく非事業ドメインの整理を行ったことにより、その他事業の売上高は減収となりました。

その他事業の営業損益は、医療領域や映像技術領域での新事業創出に向けた投資を行ったことにより、損失幅が拡大しました。

売上高

157億59百万円

(前期比31.5%減)

その他

157億59百万円

2.0%

映像

782億84百万円

9.7%

科学

1,016億8百万円

12.6%

部門別売上高
構成比

医療

6,089億27百万円

75.7%

3. 財産および損益の状況の推移

		第145期 (平成25年3月期)	第146期 (平成26年3月期)	第147期 (平成27年3月期)	第148期 (平成28年3月期)
売上高	(百万円)	743,851	713,286	764,671	804,578
営業利益	(百万円)	35,077	73,445	90,962	104,464
経常利益	(百万円)	13,046	50,913	72,782	90,898
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）	(百万円)	8,020	13,627	△8,737	62,594
総資産	(百万円)	960,239	1,027,475	1,081,551	1,000,614
純資産	(百万円)	151,907	331,284	357,254	384,283
1株当たり当期純利益（△損失）	(円)	28.96	41.05	△25.53	182.90
1株当たり純資産額	(円)	493.30	962.83	1,038.64	1,117.24

- (注) 1. 第146期より、一部の在外子会社において、IAS第19号「従業員給付」（平成23年6月16日改訂）を適用しています。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第145期の総資産、純資産および1株当たり純資産額は遡及適用後の金額となっています。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益（損失）」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益（損失）」に変更しています。
3. 第148期(当期)の業績につきましては、前記 **■企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果**（22頁）に記載のとおりです。

4. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当期は、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として300百万米ドルの調達を行いました。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、644億45百万円です。主なものは、医療事業における以下の主要設備の新設および拡充、デモ用およびレンタル用備品です。

医療事業における主要設備の新設および拡充

- ・当社 研究開発棟新設
- ・会津オリンパス株式会社 工場棟新設
- ・青森オリンパス株式会社 工場棟新設
- ・白河オリンパス株式会社 工場棟新設

5. 重要な企業再編等の状況

- ①当社は、平成27年4月1日を効力発生日として、オリンパスメディカルシステムズ株式会社と吸収分割を行い、同社が営む一切の事業（但し、各国医療機器法規制対応機能および製造機能のそれぞれの一部を除く。）に関する権利義務を承継しました。
- ②当社は、平成27年4月1日を効力発生日として、オリンパスイメージング株式会社およびオリンパス知的財産サービス株式会社と吸収合併を行い、両社が営む一切の事業に関する権利義務を承継しました。

6. 対処すべき課題

今後の世界経済は、中国を始めとした新興国の成長減速、資源価格の下落などの影響により、景気の下振れ懸念は強まってしまうと思われます。また、わが国経済は、世界経済の減速や円高進行の影響による企業業績の悪化リスクや、それに伴う個人消費マインドの落ち込み懸念など、先行き不透明な状況が続くと思われます。

このような状況のもと、当社グループは、平成29年3月期をスタートとする5カ年の中期経営計画「2016経営基本計画（16CSP）」を新たに策定しました。基本的な考え方である「"Business to Specialist" Company」および「One Olympus」に基づき、持続的な発展を実現するための足下固めと攻めの事業ポートフォリオ構築を着実に推し進めていきます。

医療事業では、「消化器科呼吸器科」「外科」「泌尿器科婦人科」「耳鼻咽喉科」「医療サービス」の各事業ユニットに対して積極的な投資を行い、「早期診断」および「低侵襲治療」の価値提供を軸として事業規模の更なる拡大を目指します。また、消化器内視鏡分野の圧倒的な競争力を維持しながら処置具・外科分野の飛躍的成長を図り、ディスプレイ・デバイスビジネスの強化により収益性の向上を図ります。科学事業では、顧客群別の戦略推進により収益基盤を確立し、製品とソリューションのポートフォリオ拡大を目指します。映像事業では、更なる事業構造の改革により安定的に利益を確保できる体制の構築を図るとともに、市場変化への対応力向上および在庫リスクの更なる低減を進めます。

また、当社グループにおいて引き続きコンプライアンス強化を推進するとともに、グローバルグループ経営に対応したコーポレートガバナンス体制の充実を図ります。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■2016経営基本計画（16CSP）について

1. 基本的な考え方

16CSPにおいて、当社は「"Business to Specialist" Company」、「One Olympus」という2つの基本的な考え方を掲げています。

■“Business to Specialist” Company

“Business to Specialist” Company とは、専門性の高い顧客（Specialist）の要求、潜在ニーズを正しく把握し、的確なソリューションをスピーディーに提案・提供できる会社と定義しています。当社は、これまでも“Business to Specialist” Companyとして強みを発揮し、顧客の信頼を得ることで成長してきました。

これからも、この強みを活かし、高い倫理観を持ち、イノベティブマインドと高い技術開発力、卓越した業務品質により、今まで以上に顧客にとって価値あるパートナーであり続けたいと考えています。

■ One Olympus

グローバル・グループベースで、価値観・戦略を共有し、経営資源を最大活用することで、全社パフォーマンスの最大化を図ります。

こうした考えのもと、持続的な成長を通じて、すべてのステークホルダーの期待に高い次元で応えとともに、良き企業市民として行動し、世界の人々の健康・安心と心の豊かさの実現を通して社会に貢献します。

2. 経営目標

適切な健全性を確保したうえで、事業収益性、事業成長性をバランス良く向上させ、ROE（資本効率性）15%をコンスタントに実現し、5年間でEPS（収益）を倍増する。

当社はこれまでの4年間で自己資本の充実を実現するとともに、大幅にROEを改善しました。16CSPでは、自己資本比率の更なる向上により適切な健全性を確保しつつ、引き続き資本効率性を意識した株主重視の経営を実践していきます。営業利益率の改善と高いEBITDA（金利・税金・償却前利益）成長率の実現により、事業収益性と事業成長性をバランスよく向上させ、15%レベルのROEの継続的な実現を目指します。これによりEPS（1株当たりの当期純利益）は5年間で倍増となる見通しです。

具体的な経営目標水準は以下のとおりです。

資本効率性	ROE	15%	適切な健全性を確保したうえで、事業収益性、事業成長性をバランス良く向上させ、ROE 15%レベルをコンスタントに実現することを目指します。
事業収益性	営業利益率	15%	中心となる医療事業の収益性向上に加え、開発効率、間接業務の効率化等により販管費を削減し収益性の改善を図ります。
事業成長性	EBITDA	2桁成長 (期間平均成長率)	医療事業において市場成長を上回る売上拡大を実現するとともに、無駄のない事業運営に努め、質を伴った（効率性の高い）成長を目指します。
健全性	自己資本比率	50%	リスクに見合った適切な健全性の確保と適正な財務レバレッジコントロールの観点から、自己資本の充実を図ります。

3. 重点戦略

持続的な発展を実現するための、足下固めと攻めの事業ポートフォリオの構築と、経営目標の達成に向け、以下の6つの重点戦略を定めています。

①事業成長に向けた積極的取り組み

- ・ 戦略的な製品ラインアップの拡充・拡販
- ・ インストールベース型医療ビジネスモデルから症例数ベース型医療ビジネスモデルへのシフト
- ・ 周辺事業拡大機会の追求

②必要経営資源の適時確保・最大活用

- ・ 伸びしろの小さい事業の縮小と拡大事業領域への経営資源シフト
- ・ 優秀な人材のタイムリーな獲得・戦力化
- ・ グローバル研究開発体制、グローバル生産構造（拠点展開）の最適化

③持続的成長を可能とする将来に向けた仕込み

- ・ 長期的視点に立った事業開発・先行投資（研究・探索・技術開発）
- ・ 「低侵襲治療」を軸とした医療事業における新事業創出に向けた取り組み
- ・ 新興国向けビジネス拡大のための長期的取り組み

④更なる事業効率の追求

- ・ 製品ラインアップの最適化によるコスト削減、効率向上
- ・ プロセス標準化推進、在庫オペレーション改善

⑤グローバル・グループ連結経営深化に向けた体制強化

- ・ 機能部門の強化・効率化
- ・ One Olympusを実現するための意識徹底

⑥品質・製品法規制対応、内部統制の強化、コンプライアンスの徹底

- ・ 医療ビジネス拡大を見据えた全社品質マネジメントシステム、品質保証体制の強化
- ・ 内部統制機能の更なる強化
- ・ 真のグローバル企業としてふさわしいコンプライアンス/ガバナンスの仕組み構築と実行

4. 事業ポートフォリオ上の各事業の位置付け

医療事業に経営資源を重点投入します。

医療事業は、「早期診断」「低侵襲治療」を軸に事業領域を拡大し、収益力の一層の強化を図ります。

科学事業は、顧客群別に戦略を推進し、収益基盤の確立・強化を図ります。

映像事業は、デジカメ市場の変化・縮小に対応し、映像事業の技術・リソースの他事業における活用を検討していきます。

また、将来事業については、当社の柱となりうる新事業の探索、インキュベーション活動、将来技術獲得に向けた取り組みのほか、新興国におけるビジネス基盤の整備を推進します。

なお、戦略上必要な領域においては、M&Aも含めて積極的に投資していきます。

7. 重要な親会社および子会社等の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社3社を含む連結子会社は118社、持分法適用会社は4社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
Olympus Corporation of the Americas	15千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	1,729,704千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

- (注) 1. オリンパスメディカルシステムズ株式会社は、平成27年4月1日をもって当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行ったため、重要な子会社から除外しました。
2. オリンパスイメージング株式会社は、平成27年4月1日をもって当社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行ったため、重要な子会社から除外しました。

8. 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

(1) 当社の主要な事業所

本店	東京都渋谷区
本社事務所	東京都新宿区
技術開発センター	東京都八王子市
長野事業場	長野県伊那市および上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡
支店	札幌、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所	新潟、松本、静岡、京都、金沢、岡山、松山、鹿児島

(注) 本店は、平成28年4月1日をもって、東京都渋谷区から東京都八王子市になりました。

(2) 主要な子会社の事業所

会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルバニア州
Olympus Europa Holding SE	英国エセックス州
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区

(注) 1. オリンパスメディカルシステムズ株式会社は、平成27年4月1日をもって当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行ったため、主要な子会社の事業所から除外しました。

2. オリンパスイメージング株式会社は、平成27年4月1日をもって当社を吸収合併承継会社とする吸収合併を行ったため、主要な子会社の事業所から除外しました。

9. 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

事業部門	従業員数	前期比増減
医療	19,783名 (1,003名)	1,174名 (147名)
科学	4,329名 (80名)	△1名 (△20名)
映像	5,976名 (116名)	△29名 (△268名)
その他	1,444名 (53名)	565名 (22名)
本社管理部門	1,804名 (5名)	87名 (2名)
合計	33,336名 (1,257名)	1,796名 (△117名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を()内に外数で記載しています。

2. 医療部門では、主に販売体制の強化に伴い、前期に比べ従業員数が増加しています。

3. 映像部門では、主に製品の内製化に伴う雇用形態の変化により従業員が増加した一方、従来映像事業に区分されていた新規事業をその他事業に区分したことにより従業員数が減少したため、前期に比べ従業員数が減少しています。

4. その他部門では、主に従来映像事業に区分されていた新規事業をその他事業に区分したことにより、前期に比べ従業員数が増加しています。

10. 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	859億54百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	700億22百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社が過去の損失計上の先送りのために不適切な財務報告をした結果、当社に対して当社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起しており、当社グループの業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。平成28年5月16日現在（以下、「現時点」）における本件に係る訴額の合計は、769億74百万円であり、そのうち主な訴訟は以下のとおりです。

①ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計49社（うち1社が訴状送達前に訴えを取り下げ）が、平成24年6月28日付（当社への訴状送達日は平成24年11月12日）で当社に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、請求の趣旨変更申立ておよび複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は45社、損害賠償請求金額は208億28百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

なお、本件損害賠償訴訟については平成27年3月27日に裁判外の和解が原告らを含む投資家等との間で成立し、下記③と合計で最大110億円の和解金を支払うことで合意し、うち104億33百万円については現時点で支払い済みです。

②カリフォルニア・パブリック・エンプロイーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家等、合計68社が、平成24年12月13日付（当社への訴状送達日は平成25年3月29日）で当社に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、訴状訂正申立書および複数原告による訴えの取り下げにより、現時点で原告は59社、損害賠償請求金額は57億49百万円およびこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

③カリフォルニア・ステート・ティーチャーズ・リタイアメント・システムほか、当社株主の海外機関投資家および年金基金等、合計43社が、平成25年6月27日付（当社への訴状送達日は平成25年7月16日）で当社に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。その後、原告による訴えの取り下げおよび原告らの吸収合併により、現時点で原告は40社、損害賠償請求金額は167億99百万円およびこれに対する平成23年11月8日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更されています。

なお、本件損害賠償訴訟については平成27年3月27日に裁判外の和解が原告らを含む投資家等との間で成立し、上記①と合計で最大110億円の和解金を支払うことで合意し、うち104億33百万円については現時点で支払い済みです。

④三菱UFJ信託銀行株式会社ほか信託銀行5行、合計6行が、平成26年4月7日付（当社への訴状送達日は平成26年4月17日）で当社に対し、279億15百万円および各株式について発生した損害額に対する当該株式の取得約定日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しています。

また、当社は、過去の損失計上先送りに係る一連の問題の責任を明確化するため、取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会を設置し、厳正かつ徹底した調査を行い、その結果に基づき、平成24年1月に、旧取締役19名に対して36億10百万円、旧監査役5名に対して10億円を訴額とする損害賠償請求訴訟を提起するとともに、平成24年6月および平成26年10月には同事案における社外協力者5名に対し合計12億円を訴額とする損害賠償を求める訴訟を提起しました。そのうち旧取締役19名に対する損害賠償請求訴訟において、平成28年3月24日に旧取締役13名との間において裁判上の和解をし、相手方は、当社に対し本件解決金として合計72百万円を支払うことで合意し、現時点までに支払われました。また、旧監査役5名に対する損害賠償請求訴訟において、平成28年5月12日に旧監査役4名（但し、うち1名はその相続人2名）との間において裁判上の和解をし、相手方は、当社に対し本件解決金として合計13百万円を支払うことで合意しました。その他の訴訟においては、いずれも現在東京地方裁判所で係争中です。

2 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,000,000,000株
2. 発行済株式総数 342,234,901株 (自己株式436,607株を除く。)
3. 当期末株主数 25,651名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,980,100株	5.84%
ソニー株式会社	17,243,950	5.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	16,349,000	4.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	14,422,150	4.21
日本生命保険相互会社	13,286,618	3.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,286,586	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	11,404,000	3.33
株式会社三井住友銀行	8,350,648	2.44
ジェーピー モルガン チェース バンク 385147	5,944,700	1.74
GIC PRIVATE LIMITED	5,622,439	1.64

(注) 持株比率は、自己株式 (436,607株) を控除して算出しています。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	笹 宏 行	
取 締 役	竹 内 康 雄	経営統括室長
取 締 役	田 口 晶 弘	販売部門長 医療事業統括役員
取 締 役	林 繁 雄	製造部門長
取 締 役	小 川 治 男	技術開発部門長 科学・映像事業統括役員
社 外 取 締 役	後 藤 卓 也	公益社団法人日本マーケティング協会会長 アジア・マーケティング連盟会長
社 外 取 締 役	蛭 田 史 郎	オリオン電機株式会社取締役
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	西 川 元 啓	
社 外 取 締 役	鵜 瀬 恵 子	東洋学園大学現代経営学部教授
常 勤 監 査 役	斎 藤 隆	
常 勤 監 査 役	清 水 昌	
社 外 監 査 役	名古屋 信 夫	なごや公認会計士事務所長 金井大道具株式会社監査役
社 外 監 査 役	名 取 勝 也	名取法律事務所長 株式会社四五コーポレーション取締役 三井海洋開発株式会社取締役 株式会社モリテックス取締役

- (注) 1. 取締役藤塚英明氏は、平成27年6月21日付で辞任により退任しました。
2. 上記の取締役は平成27年6月26日付で、監査役は平成24年4月20日付で就任しました。
3. 取締役後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓および鵜瀬恵子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、西川元啓および鵜瀬恵子の各氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
4. 監査役のうち名古屋信夫および名取勝也の両氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
5. 監査役名古屋信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

6. 当期中および当期末後における取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏 名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
竹 内 康 雄	平成28年 4 月 1 日	取締役副社長執行役員 Chief Financial Officer	取締役専務執行役員 経営統括室長
田 口 晶 弘	平成28年 4 月 1 日	取締役専務執行役員 営業マーケティング部門長 医療事業統括役員	取締役専務執行役員 販売部門長 医療事業統括役員
林 繁 雄	平成28年 4 月 1 日	取締役専務執行役員 製造部門長	取締役常務執行役員 製造部門長
小 川 治 男	平成28年 4 月 1 日	取締役専務執行役員 Chief Technology Officer 技術開発部門長	取締役常務執行役員 技術開発部門長 科学・映像事業統括役員
後 藤 卓 也	平成27年 6 月 17日	社外取締役 公益社団法人日本マーケティング協会会長 アジア・マーケティング連盟会長	社外取締役 JSR株式会社取締役 公益社団法人日本マーケティング協会会長 アジア・マーケティング連盟会長
蛭 田 史 郎	平成27年 4 月 1 日	社外取締役 株式会社日本経済新聞社監査役 オリオン電機株式会社取締役	社外取締役 株式会社日本経済新聞社監査役
	平成28年 3 月29日	社外取締役 オリオン電機株式会社取締役	社外取締役 株式会社日本経済新聞社監査役 オリオン電機株式会社取締役
藤 田 純 孝	平成27年 6 月26日	社外取締役 古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長	社外取締役 古河電気工業株式会社取締役 日本板硝子株式会社取締役 日本CFO協会理事長
鵜 瀬 恵 子	平成28年 3 月24日	社外取締役 東洋学園大学現代経営学部教授	社外取締役 東洋学園大学現代経営学部教授 株式会社ブリヂストン取締役
名古屋 信 夫	平成27年 9 月15日	社外監査役 なごや公認会計士事務所長 金井大道具株式会社監査役	社外監査役 なごや公認会計士事務所長
名 取 勝 也	平成27年12月10日	社外監査役 名取法律事務所長 株式会社四五コーポレーション取締役 三井海洋開発株式会社取締役 株式会社モリテックス取締役	社外監査役 名取法律事務所長 株式会社四五コーポレーション取締役 三井海洋開発株式会社取締役
	平成28年 4 月 1 日	社外監査役 名取法律事務所長 株式会社四五コーポレーション取締役 三井海洋開発株式会社取締役 株式会社モリテックス取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員	社外監査役 名取法律事務所長 株式会社四五コーポレーション取締役 三井海洋開発株式会社取締役 株式会社モリテックス取締役

7. 当社は執行役員制度を採用しており、平成28年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。なお、*印は取締役を兼務しています。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
社長執行役員*	笹 宏 行	執 行 役 員	矢 部 久 雄
専務執行役員*	竹 内 康 雄	執 行 役 員	半 田 正 道
専務執行役員*	田 口 晶 弘	執 行 役 員	吉 益 健
常務執行役員*	林 繁 雄	執 行 役 員	北 村 正 仁
常務執行役員*	小 川 治 男	執 行 役 員	小 林 哲 男
常務執行役員	境 康	執 行 役 員	平 田 貴 一
常務執行役員	窪 田 明	執 行 役 員	大 久 保 俊 彦
常務執行役員	阿 部 信 宏	執 行 役 員	彦 坂 充 洋
執 行 役 員	西 垣 晋 一	執 行 役 員	清 水 佳 仁
執 行 役 員	川 田 均	執 行 役 員	稲 富 勝 彦
執 行 役 員	川 俣 尚 彦	執 行 役 員	土 屋 英 尚
執 行 役 員	古 閑 信 之	執 行 役 員	斉 藤 吉 毅

- (注) 1. 平成28年3月31日付で次の執行役員が退任しました。
執 行 役 員 西垣 晋一
2. 平成28年4月1日付で次の執行役員を新たに選任しました。
執 行 役 員 斉藤 克行
3. 平成28年4月1日付で次のとおり執行役員の地位に異動がありました。
副社長執行役員 竹内 康雄
専務執行役員 林 繁雄
専務執行役員 小川 治男
常務執行役員 平田 貴一

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

役員報酬については、「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針としています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、月例報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションにより構成されています。月例報酬は役位毎の基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当該期の連結営業利益額および親会社株主に帰属する当期純利益額に基づき総支給額が決定される仕組みをとっています。また、株式報酬型ストックオプションは中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当該取締役の月例報酬、賞与とは別枠の報酬として新株予約権を割り当てる仕組みです。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与および株式報酬型ストックオプションは対象としていません。

監査役の報酬等は、監査役の協議により定めた月例報酬のみを支給しており、賞与および株式報酬型ストックオプションは対象としていません。

■取締役（社外取締役を除く）の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

報酬の種類		比率	
固 定 報 酬	月例報酬（基本報酬）	77%	
変 動 報 酬	賞与（短期インセンティブ）	15%	23%
	株式報酬型ストックオプション（長期インセンティブ）	8 %	
合 計		100%	

(2) 支給人員および報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	15名	440百万円
監 査 役	4名	80百万円

- (注) 1. 平成23年6月29日開催の第143期定時株主総会の決議による取締役の報酬は月額100百万円以内、取締役の賞与は年額350百万円以内です。平成25年6月26日開催の第145期定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額200百万円を上限としています。平成18年6月29日開催の第138期定時株主総会の決議による監査役の報酬は月額10百万円以内であります。
2. 使用人を兼務している取締役はいないため、使用人分給与はありません。
3. 上記の取締役および監査役の報酬等の総額のうち、社外役員（社外取締役8名、社外監査役2名）に対する総額は、96百万円です。
4. 上記支給人員には、平成27年6月21日に辞任により退任した取締役1名および平成27年6月26日開催の第147期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名を含んでいます。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	後 藤 卓 也	公益社団法人日本マーケティング協会会長 アジア・マーケティング連盟会長
社 外 取 締 役	蛭 田 史 郎	オリオン電機株式会社取締役
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	鵜 瀬 恵 子	東洋学園大学現代経営学部教授
社 外 監 査 役	名 古 屋 信 夫	なごや公認会計士事務所長 金井大道具株式会社監査役
社 外 監 査 役	名 取 勝 也	名取法律事務所長 株式会社四五コーポレーション取締役 三井海洋開発株式会社取締役 株式会社モリテックス取締役

- (注) 1. 後藤卓也、蛭田史郎、藤田純孝、鵜瀬恵子、名古屋信夫および名取勝也の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 監査役名取勝也氏は、平成28年4月1日にグローバル・ワン不動産投資法人監督役員に就任しました。同社と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 本項目については、平成27年6月26日開催の当社第147期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

取締役 後藤 卓也

取締役会の議長を務め、当期開催の取締役会（会社法第370条に基づく決議の省略による開催を除く。以下同じ）23回のすべてに出席し、花王株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、新任の役員候補者を選定するための指名委員会委員長として、役員候補者の選考基準等の審議を取りまとめ、役員候補者を選考し、取締役会に提案しています。

取締役 蛭田 史郎

当期開催の取締役会23回のすべてに出席し、旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、新任の役員候補者を選定するための指名委員会において、役員候補者の選考基準等の審議に参加するとともに、役員候補者を選考しています。

取締役 藤田 純孝

当期開催の取締役会23回のうち22回に出席し、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、役員報酬を決定するための報酬委員会委員長として、役員報酬基準等の審議を取りまとめ、役員報酬案を策定し、取締役会に提案しています。

取締役 西川 元啓

当期開催の取締役会23回のすべてに出席し、新日鐵住金株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および弁護士としての幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、コンプライアンス体制を監督し改善するためのコンプライアンス委員会委員長として、内部統制システム強化等の審議を取りまとめ、その内容を取締役に報告しています。更に、役員報酬を決定するための報酬委員会において、役員報酬基準等の審議に参加しています。

取締役 鵜瀬 恵子

当期開催の取締役会23回のすべてに出席し、公正取引委員会での豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。また、コンプライアンス体制を監督し改善するためのコンプライアンス委員会において、内部統制システム強化等の審議に参加しています。

監査役 名古屋 信夫

当期開催の取締役会23回および監査役会30回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。

監査役 名取 勝也

当期開催の取締役会23回のうち22回および監査役会30回のうち29回に出席し、サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識から、適宜発言および提言を行っています。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	228百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	359百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Olympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SEおよびOlympus Corporation of Asia Pacific Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として国際財務報告基準（IFRS）の導入に関する助言・指導業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

- (1) 処分の対象
新日本有限責任監査法人
- (2) 処分の内容
- ・3ヶ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
 - ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- (3) 処分の理由

新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。また、同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN（ソーシャル・イン）」と呼び、すべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、オリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする各種基本方針および社規則を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2) 当社は、オリンパスグループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括部門を設置します。統括部門は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にコンプライアンスヘルプラインを設置し、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、使用人は通報することができます。
- (3) 当社は、社長をC S R責任者とし、担当役員を委員長とするC S R委員会を設置し、オリンパスグループにおけるC S R活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的に開催します。また、C S R委員会は、高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を実現するための取り組みを推進します。
- (4) 当社は、社長直轄の監査室を設置します。内部監査規程に基づき監査室は、業務全般に関し法令、定款および社規則の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社および国内子会社の内部監査を実施します。また、海外子会社については地域統括会社の内部監査部門が定期的に内部監査を実施します。その監査結果を当社の社長、取締役会および監査役会に報告します。
- (5) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項についてはオリンパスグループ内部統制規程に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、監査室において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (7) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、法令および文書管理規程等の社規則に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。社長は、取締役会規程に規定されているオリンパスグループの重要事項について、経営執行会議で十分な審議を経たうえで、取締役会に提案します。取締役会は、その提案内容を十分に審議し意思決定を行います。また、社長は、取締役会付議事項以外の重要事項についても、経営執行会議の審議を経たうえで、意思決定を行います。
- (2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、社規則や標準を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3) 当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、オリンパスグループのリスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、当社および子会社担当部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、担当部門は、社長をはじめとする経営執行会議メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき毎月報告を受けます。
- (2) 取締役会は、社長およびその他の業務執行取締役の職務の分担を決定するほか、執行役員の職務の分担について承認します。また、その職務の執行状況について報告を受けます。
- (3) 取締役会は、決裁規程や組織規程等の社規則により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限について承認します。また、主要な経営組織から職務の執行状況について報告を受けます。
- (4) 当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、グループファイナンス規程を定め、日本、米州、欧州、アジアの地域毎にキャッシュマネジメントシステムを導入しています。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程により子会社に関する管理基準を明確化し、各社の経営状況のレビューを行い、定期的に経営執行会議に報告します。
- (2) 当社は、グローバル経営執行会議を定期的に開催することで、子会社から報告を受けます。
- (3) 当社は、オリンパスグループ連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、社規則を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保します。

- ①取締役および使用人等は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の職務を補助するにあたり指揮・命令を行わないものとします。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査役会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役および使用人、子会社の取締役および監査役ならびに使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当部署を通じすみやかに当社の監査役会に報告します。その他、法令および当社の監査役会が制定する監査役会規程ならびに監査役監査基準に基づき、監査役がオリンパスグループの取締役および使用人に対して報告を求めたときは、当該取締役および使用人はすみやかに監査役に報告します。
- (2) 当社は、コンプライアンスヘルプライン運用規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に常勤監査役に報告します。
- (3) 当社の監査室は、定期的に当社監査役に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査役に対して報告します。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社規則を定め、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、社規則を定め、監査役による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2) 当社は、監査役が取締役および会計監査人その他の監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3) 当社は、監査役が取締役会に出席するほか、経営執行会議その他重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。
- (4) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役と子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第148期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	520,692
現金及び預金	166,554
受取手形及び売掛金	140,666
商品及び製品	54,245
仕掛品	21,993
原材料及び貯蔵品	35,320
繰延税金資産	38,461
その他	70,043
貸倒引当金	△6,590
固定資産	479,922
有形固定資産	166,064
建物及び構築物	56,480
機械装置及び運搬具	12,283
工具器具備品	55,088
土地	22,832
リース資産	9,582
建設仮勘定	9,799
無形固定資産	150,797
のれん	97,190
その他	53,607
投資その他の資産	163,061
投資有価証券	71,141
繰延税金資産	11,421
退職給付に係る資産	24,749
その他	64,804
貸倒引当金	△9,054
資産合計	1,000,614

科目	第148期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	266,625
支払手形及び買掛金	40,597
短期借入金	26,656
1年内償還予定の社債	30,000
未払費用	90,438
未払法人税等	9,120
製品保証引当金	6,314
ポイント引当金	207
事業整理損失引当金	298
訴訟損失引当金	567
その他	62,428
固定負債	349,706
社債	25,000
長期借入金	239,482
退職給付に係る負債	38,645
役員退職慰労引当金	38
その他	46,541
負債合計	616,331
純資産の部	
株主資本	387,327
資本金	124,520
資本剰余金	90,940
利益剰余金	172,989
自己株式	△1,122
その他の包括利益累計額	△4,968
その他有価証券評価差額金	24,947
繰延ヘッジ損益	△7
為替換算調整勘定	△8,686
退職給付に係る調整累計額	△21,222
新株予約権	428
非支配株主持分	1,496
純資産合計	384,283
負債及び純資産合計	1,000,614

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第148期 平成27年4月 1 日から 平成28年3月31日まで
売上高	804,578
売上原価	269,341
売上総利益	535,237
販売費及び一般管理費	430,773
営業利益	104,464
営業外収益	5,540
(受取利息)	1,085
(受取配当金)	1,277
(その他)	3,178
営業外費用	19,106
(支払利息)	7,892
(為替差損)	3,704
(持分法による投資損失)	2,675
(その他)	4,835
経常利益	90,898
特別利益	2,369
(投資有価証券売却益)	2,297
(訴訟関連受取金)	72
特別損失	22,467
(投資有価証券売却損)	183
(事業整理損)	189
(事業構造改革費用)	1,209
(証券訴訟関連損失)	2,072
(米国反キックバック法等関連損失)	18,814
税金等調整前当期純利益	70,800
法人税、住民税及び事業税	10,944
過年度法人税等	3,172
法人税等調整額	△5,967
当期純利益	62,651
非支配株主に帰属する当期純利益	57
親会社株主に帰属する当期純利益	62,594

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第148期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	259,163
現金及び預金	57,678
受取手形	6,781
売掛金	94,006
製品	21,999
仕掛品	4,946
材料	22,967
短期貸付金	3,141
未収入金	23,249
繰延税金資産	20,560
その他	4,493
貸倒引当金	△657
固定資産	528,086
有形固定資産	73,704
建物	23,479
構築物	1,296
機械装置	4,853
車両運搬具	30
工具器具備品	14,317
土地	14,989
リース資産	7,919
建設仮勘定	6,821
無形固定資産	5,406
特許権	1,851
ソフトウェア	2,284
ソフトウェア仮勘定	1,210
リース資産	7
施設利用権等	54
投資その他の資産	448,976
投資有価証券	68,852
関係会社株式	352,795
関係会社出資金	278
長期貸付金	7,189
前払年金費用	17,115
長期未収入金	7,211
破産更生債権等	3,793
その他	5,416
貸倒引当金	△13,673
資産合計	787,249

科目	第148期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	202,654
支払手形	1,035
買掛金	60,748
一年内償還予定社債	30,000
一年内返済予定長期借入金	20,000
リース債務	2,688
未払金	25,302
未払費用	32,305
未払法人税等	2,553
預り金	20,549
製品保証引当金	133
ポイント引当金	207
訴訟損失引当金	567
その他	6,567
固定負債	211,953
社債	25,000
長期借入金	171,100
リース債務	5,229
繰延税金負債	7,380
事業整理損失引当金	2,388
長期預り金	856
負債合計	414,607
純資産の部	
株主資本	348,057
資本金	124,520
資本剰余金	90,940
資本準備金	90,940
その他資本剰余金	0
利益剰余金	133,719
その他利益剰余金	133,719
圧縮記帳積立金	1,328
繰越利益剰余金	132,391
自己株式	△1,122
評価・換算差額等	24,157
その他有価証券評価差額金	24,164
繰延ヘッジ損益	△7
新株予約権	428
純資産合計	372,642
負債及び純資産合計	787,249

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第148期 平成27年4月 1 日から 平成28年3月31日まで
売上高	407,776
売上原価	185,983
売上総利益	221,793
販売費及び一般管理費	144,210
営業利益	77,583
営業外収益	6,034
(受取利息)	221
(受取配当金)	2,383
(その他)	3,430
営業外費用	17,231
(支払利息)	5,491
(社債利息)	1,125
(為替差損)	1,383
(その他)	9,232
経常利益	66,386
特別利益	35,114
(投資有価証券売却益)	2,240
(抱合せ株式消滅差益)	31,716
(関係会社清算益)	1,086
(訴訟関連受取金)	72
特別損失	3,194
(抱合せ株式消滅差損)	139
(事業構造改革費用)	983
(証券訴訟関連損失)	2,072
税引前当期純利益	98,306
法人税、住民税及び事業税	2,468
法人税等調整額	△7,130
当期純利益	102,968

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

オリンパス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 研 三 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎 本 征 範 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 昌 泰 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に関する注記「減価償却方法の変更」に記載されているとおり、従来、会社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。
2. 連結貸借対照表に関する注記「2. 偶発債務（2）訴訟等」に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起している。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟による請求、および損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

オリンパス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡 研 三 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 榎 本 征 範 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 飯 田 昌 泰 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に関する注記「減価償却方法の変更」に記載されているとおり、従来、会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
2. 貸借対照表に関する注記「2. 偶発債務（2）訴訟等」に記載されているとおり、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が損害賠償を求め、または訴訟を提起している。このうち、訴訟による請求の一部については訴訟損失引当金を計上しており、その他の訴訟による請求、および損害賠償請求についても、今後の進行状況等によっては、会社の業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

オリパス株式会社 監査役会

常勤監査役 斎 藤 隆 ㊞

常勤監査役 清 水 昌 ㊞

社外監査役 名古屋 信 夫 ㊞

社外監査役 名 取 勝 也 ㊞

以 上

✕ 𐍄

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

✕ 𐄌

[illegible]

✕ 𐄌

[illegible]

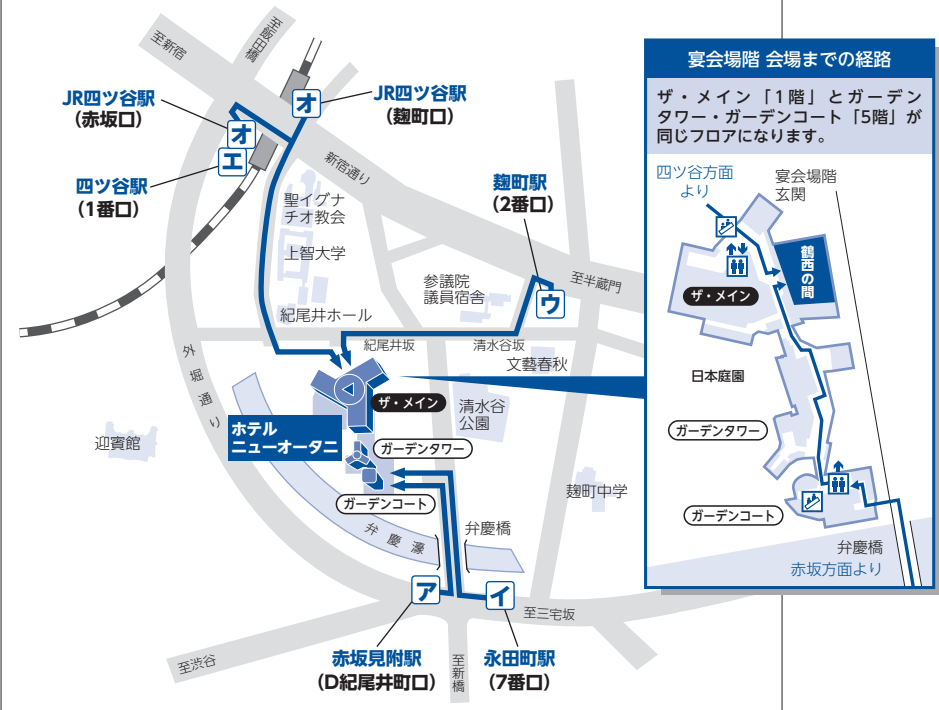
会場ご案内図

[会場] ホテルニューオータニ ザ・メイン 宴会場階 ^{つるにし}^ま「鶴西の間」

東京都千代田区紀尾井町4丁目1番 電話 (03) 3265-1111 (代表)

[交通]	ア 赤坂見附駅	(銀座線・丸ノ内線)	D紀尾井町口より	徒歩約7分
	イ 永田町駅	(有楽町線・半蔵門線・南北線)	7番口より	徒歩約7分
	ウ 麹町駅	(有楽町線)	2番口より	徒歩約6分
	エ 四ツ谷駅	(丸ノ内線・南北線)	1番口より	徒歩約8分
	オ JR四ツ谷駅	(中央線・総武線)	麹町口・赤坂口より	徒歩約8分

会場の位置の関係上、四ツ谷駅または地下鉄麹町駅からお越しいただき、ザ・メイン宴会場階入口からお入りになりますと便利です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

